

ごみの野焼きは 法律で禁止されています

ごみの野外焼却（野焼き）は、例外として認められている場合を除き、法律によつて禁止されています。

野焼きによる煙、すす、悪臭は、ご近所に迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質の発生原因になります。また、特にこれからの時期は空気が乾燥し、火災を引き起こす危険性もあります。

簡易焼却炉による焼却やドラム缶での焼却、ブロック積み焼却、穴を掘つての焼却も野焼き行為とみなされ、処罰の対象になります。

家庭や事業所から出るごみは、正しく分別を行い、決められた方法で適正に処理しましょう。

野焼きの例外

野焼きの例外としては、次の6項目があります。

① 構造基準を満たした焼却炉による焼却行為
（県知事の許可を受けている特定小型焼却炉）

② 災害の予防や応急対策、復旧のために必要な焼却
（災害時の木くず等の焼却や消防防災訓練による焼却など）

③ 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な焼却
（どんど焼き、かがり火、たいまつなど）

④ 教育活動の一環として行われる焼却行為
（キャンプファイヤー、土器の製作に伴う木くずの焼却、飯ごう炊飯による焼却など）

⑤ 農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却行為
※廃ビニールの焼却は不可

※稲わら等の有効活用に関しては、広報ごか9月号へ掲載していただきますので、参考にしてください。

⑥ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる燃焼行為であつて軽微なもの
（落ち葉たき等）

※一般家庭から出る生活ごみは不可

これらの例外にあてはまる野焼きをする場合でも、周辺への生活環境には十分配慮して、ご近所の迷惑にならないようお願いいたします。

役場では、野焼きによる苦情（相談）があつた場合には、訪問して野焼きの即中止、または改善指導を行い、みだりに焼却しないよう指導しています。

お問い合わせ

建設環境課 生活環境G
☎(84)3618（直通）

あなたの飼う犬・猫が ご近所から好まれるようにしましょう

近年、犬・猫によるふんやいたずらなど様々な苦情が寄せられています。

近所の迷惑にならないように、飼う主のきちんとした管理が必要です。

茨城県では、「あなたの街を犬のふんゼロ・放し飼いゼロにしよう」をテーマに、10月を飼う主マナー向上推進月間と位置付けていますので、適正な飼育に関する普及啓発が図れるよう、飼う主の方のご理解ご協力をお願いします。

犬の飼う方とマナー

① ふんはビニール袋に入れて持ち帰りましょう

ペットのふんの後始末は、飼う主の義務です。

ふんの中の寄生虫や病原菌で病気になる危険があります。環境美化に努め、ふんゼロを目指しましょう。

② ノーリードで散歩しないようにしましょう

ノーリードで散歩すると、飼う犬が道路に飛び出し、交通事故にあつてしまうなど多くの危険があります。

公園内等においても、ノーリードにしないよう心がけましょう。

◎ 県や町では、迷い猫等の捕獲・駆除は実施していません。迷い猫等が庭に寄りつかないようにするには、ホームセンターなどで販売している迷い猫等避けグッズの他に、忌避剤や木酢液、コーヒード豆のかす、タマネギの薄切り、赤トウガラシを刻んだものなどを庭にまくと効果があるといわれています。

◎ お問い合わせ
建設環境課 生活環境G
☎(84)3618（直通）

茨城県動物指導センター
☎0296(72)1200

猫の飼う方とマナー

① 飼う猫はできる限り室内で飼いましょ

屋外は、交通事故、感染症、猫同士のけんかなど多くの危険があります。

また、近所の家でふんをしたり、畑を荒らしたり、車の上に乗つてキズをつけてしまうなど、近所の迷惑にもなりかねません。

② 飼う猫には首輪と名札または鑑札を付けましょう

迷い猫の連絡が入つた時に、飼う主へ連絡することができま

平成24年度
境警察署管内による
野焼き検挙件数

6件

